

## ● 経営講習会のご案内 ●

～モノ発想からコト発想へ!!～ 商品開発はこう変わる

現代は、機能や価格に焦点を合わせコストダウンを行う従来の“モノ発想”から、人の価値観を優先した“コト発想”を重視した商品開発が求められる時代になりつつあります。講師が在職中、開発分野で培った経験を活かし、商品開発のみならず経営全般にわたって活用できる発想法を伝授します。是非この機会に受講していただき事業活動の一助にご活用ください。

日 時 平成27年1月28日(水) 午後2時～  
場 所 伊賀市商工会館 2階研修室 (伊賀市下柘植723-1)  
講 師 オフィス游 代表ものづくりアドバイザー 江川 猛氏



※ お申し込み・お問い合わせは・・・本所(45-2210)までお電話ください。

## ◆◆ 年末調整のご準備はお早めに! ◆◆

給料や報酬などについて源泉徴収をした所得税の納期限は1月13日(火)です。納期限の特例の承認を受けている場合は1月20日(火)です。税理士さん等への報酬の支払報告と合わせて期限内納付をお願いします。昨年と比べて変わった点は下記のとおりですので、ご注意ください。

- 中小企業等協同組合法の一部改正に伴い、生命保険料控除の対象となる共済契約の範囲に、共済協同組合連合会(火災共済の再共済の事業を行う協同組合連合会)の締結した生命共済契約を加え、地震保険料控除の対象となる共済契約の範囲に、火災共済協同組合の締結した火災共済契約に代えて、火災等共済組合の締結した火災共済契約を加えることとされました。

この改正は、平成26年4月1日以後に支払う掛金について適用されます。

- 通勤手当の非課税限度額が引き上げられました。

所得税法施行令の一部改正が行われ、交通用具を使用している給与所得者に支給する通勤手当の非課税限度額が、通勤距離の区分に応じて次のように引き上げられました。

区 分		課税されない金額		
		改正後	改正前	
自動車等の 交通用具を 使用してい る者に支給 する通勤手当	通 勤 距 離	片道55km以上	31,600円	24,500円
		片道45km以上55km未満	28,000円	
		片道35km以上45km未満	24,400円	20,900円
		片道25km以上35km未満	18,700円	16,100円
		片道15km以上25km未満	12,900円	11,300円
		片道10km以上15km未満	7,100円	6,500円
		片道 2km以上10km未満	4,200円	4,100円
	片道 2km未満	(全額課税)	同 左	

①この改正後の非課税限度額は、平成26年4月1日以後に支払われるべき通勤手当(同日以後の通勤手当の差額支給分を含む)について適用されます。

②既に支払われた通勤手当のうち、課税対象となっていた金額について、新たに非課税とされる部分の金額が生ずることにより過納となる税額の精算は、本年の年末調整の際に行うこととなります。

## リーガルサポートシステム(企業法務専門支援員制度)のご案内

商工会では弁護士資格を持つ企業法務専門支援員を常時設置し、会員の皆様からの法律相談に無料で応じる制度があります。請負契約、債権回収、相続関係、連帯保証人、時効制度等のご相談や身近な法律相談(事業以外の相談も可)まで、お気軽にご利用ください。

次回相談予定日 平成27年1月9日(金) 午前10時～午後4時

■ご相談を希望される方は、商工会本所または最寄の支所まで事前にお申し込みください。

# 平成26年分青色申告決算のために

個人事業者の皆様は、通常暦年（12月31日）で事業所得に係る決算を行うこととなります。そこで正しい決算に向けて次のことにご留意ください。

## □棚卸表の作成

商品、製品、仕掛品、貯蔵品については、12月31日での棚卸表を作成し保存してください。  
 預け商品や建設業の方の仕掛工事等にもご注意ください。

## □未収入金、未払費用の計上

原則として平成26年に確定した収入や費用を計上することが必要です。  
 特に収入の計上漏れの無いようご注意ください。

## □前受金、前払費用の繰り延べ

特定の支出を除き26年分の収入や経費に計上する必要はありません。  
 但し、25年に収入、経費に算入しなかった額の計上は忘れなく。

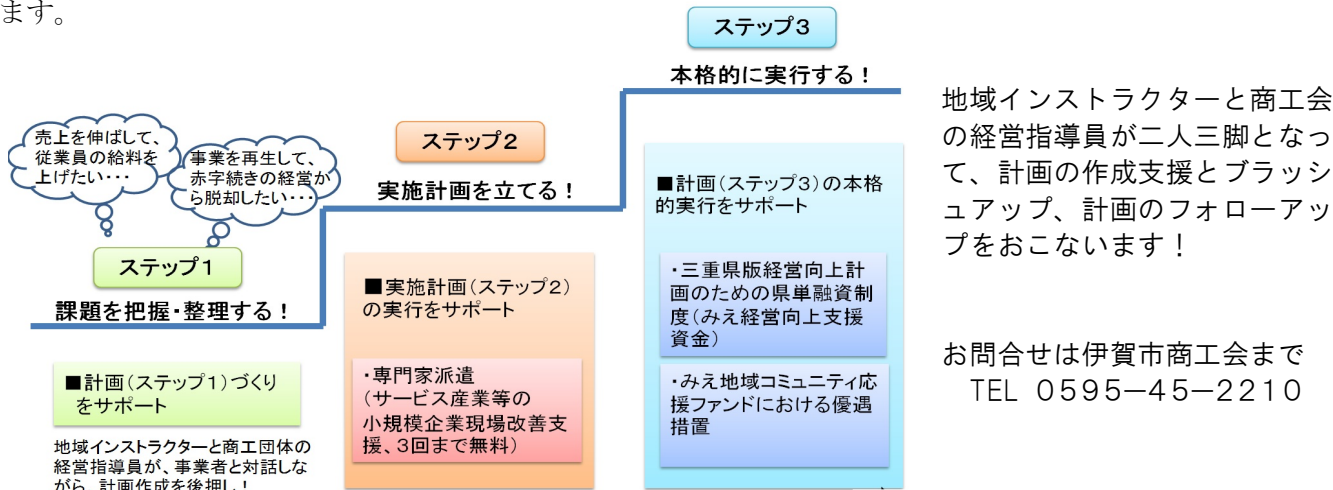
## □家事消費等

平成26年に家事のために消費した棚卸品・商品等は、売上金額に含める必要があります。  
 明細等計上根拠を残すようにしてください。また、同様に家事に係る費用は経費になりませんので合理的に計算して経費から除外してください。



## 三重県版経営向上計画について

三重県版経営向上計画は、平成26年4月1日施行の「三重県中小企業・小規模企業振興条例」第16条に基づき、創設された制度です。三重県内中小企業・小規模企業の皆様の経営の向上に対する主体的な努力を促進し、その挑戦を後押しするだけでなく、意欲を引き出すため、多様な中小企業・小規模企業がその発展段階に応じて作成する計画を認定し、中小企業・小規模企業の成長と三重県経済の活性化を図ることを目的としています。



## 記帳継続指導個別相談会のお知らせ

開催月日	時間	担当税理士	開催場所	会場所在地	電話番号
1月14日(水)	13:30~16:00	税理士 安屋 敦史	阿山支所	伊賀市馬場1128-4	43-0014
		税理士 岡本 幸男	大山田支所	伊賀市平田950-1	47-0321

🍵🌸 **次回の 会員一斉訪問実施予定日は 1月15日(木) です** 🍵🌸

当日は各支所の事務所を閉めさせていただきますので、ご了承下さい。15日にお伺いできない場合は19日頃までにお伺いいたします。当日のご連絡は本所 ☎ 45-2210) までお願いいたします。

## 《貸付金利の状況》

(平成26年12月1日現在)

日本政策金融公庫	普通貸付	1.30%~2.70%	↘
	経営改善貸付(無担保・無保証人)	1.35%	→
三重県融資制度	小規模事業資金(第三者保証不要・別途保証料)	1.75%	→
商工貯蓄共済制度	一般(保証料不要)	1.675%~2.075%	→
	保証協会保証付(別途保証料)	1.55%	→

## 年末・年始業務のお知らせ

【年末】 12月26日(金) 御用納め

☎ 伊賀市商工会の年末・年始の業務は左記の通り

【年始】 1月5日(月) 業務開始

ですので、よろしくお願い致します。



会員の皆様、よいお年をお迎えください。

